

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

小美玉市

### 2 構造改革特別区域の名称

小美玉市福祉有償運送セダン型車両特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

小美玉市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 小美玉市の状況

小美玉市は、茨城県のほぼ中央部に位置し、面積は全体で 140.22 k m<sup>2</sup>で、平成 17 年 4 月 1 日現在における住民基本台帳の人口は 53,619 人で、世帯数は 17,941 世帯で、一世帯あたりの人員数は約 3 人である。また東部地域においては航空自衛隊百里基地の開設、西部地域においては国道 6 号線や J R 羽鳥駅を基点とした商工業地域、南部地域においては工業団地が整備されており、それに伴う宅地開発等で人口増加が見られた。

しかし、バブル経済の崩壊以降の小美玉市を取り巻く状況は、土地需要をはじめ社会経済状況が低迷し、かつてのような社会増は見込めなくなっている。また、少子化の影響等から、人口の自然増も伸び悩みの状態にある。東部地域において百里飛行場の民間共用化や東関東自動車水戸線など広域交通ネットワークの整備が図られる計画等があるが、新市における人口増は望めない。

平成 17 年 4 月 1 日現在における 65 歳以上の人口は 10,089 人で高齢化率 18.81%となっており、過去 5 年間は年平均約 262 人のペースで増加している。高齢化率は茨城県の平均と比べると若干低くなっているが、地域により格差があり新興住宅団地などは、65 歳以上の方が少ないが、旧来からの住宅地や農村地は高齢化率が高く 30%を超えている地域もいくつかあり、今後も増加するものと予想される。身体障害者手帳所持者は 1,139 人、療育手帳所持者は 219 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 88 人(いずれも平成 17 年 3 月末現在)となっている。

## (2) 移動制約者の状況

### 介護保険の要支援・要介護者

平成 17 年 4 月 1 日現在、小美玉市での 65 歳以上人口 10,089 人に対して、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人は 1,139 人、第 1 号被保険者に対する割合は 11.29%である。

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
65 歳以上	90	292	171	198	182	139	1,072
40~64 歳	7	24	11	15	4	6	67
計	97	316	182	213	186	145	1,139

要支援・要介護認定者のうち、要介護 3～5 の認定を受けている 982 人（うち在宅 320 人）の大部分は、外出時に福祉車両による移送が必要な移動制約者であると推測され、要支援、要介護 1 及び要介護 2 の 595 人については、ほとんどの人が福祉車両を必要とする状況ではないが、閉じこもりがちになることを防ぐため、地域における外出支援が必要であると考えられる。

### ひとり暮らし高齢者

小美玉市内における援護を必要とするひとり暮らし高齢者は平成 17 年 4 月 1 日現在 470 人で、同日現在 65 歳以上の高齢者数 10,089 人に占める割合は 4.65% となっている。平成 17 年 4 月 1 日現在の要援護ひとり暮らし高齢者は 377 人で、65 歳以上の高齢者 10,089 人に占める割合は 3.74% であった。核家族化の進行、高齢者人口の増加に伴い今後も増え続けることが予想される。ひとり暮らし高齢者がただちに移動制約者になるわけではないが、家族による送迎が期待しにくいことから、地域における外出支援が必要となる可能性が高いと考えられる。

### 身体障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在、小美玉市での身体障害者手帳の交付者数は、1,379 人になっており、公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者及び肢体不自由障害者は、それぞれ 96 人、836 人の計 932 人となっている。

肢体不自由障害者の 1・2 級の者 381 人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3 級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者については、障害が重複していない場合は、福祉車両を利用する必要はないと思われる。ただし、これらの人たちが公共交通機関を利用する場合は、単独での利用は困難であり、ガイドヘルパー等を利用するなど、地域における外出支援が必要であると考えられる。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	42	29	7	3	10	5	96
聴覚・平衡機能障害	5	30	6	13	0	30	84
音声・言語・そしゃく機能	0	1	6	1	0	0	8
肢体不自由	204	205	117	187	88	35	836
心臓機能障害	124	0	24	10	1	0	159
じん臓機能障害	96	0	0	0	0	0	96
呼吸器機能障害	13	1	18	3	0	0	35
膀胱又は直腸機能障害	0	2	9	51	0	0	62
小腸機能障害	1	0	0	0	0	0	1
免疫機能障害	1	1	0	0	0	0	2
計	486	269	187	268	99	70	1,384

### 知的障害者・精神障害者

平成17年4月1日現在、小美玉市での療育手帳の交付者数は219人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は88人である。そのうち更生施設等に入所していない177人が在宅で生活している。肢体不自由との重複障害がない知的障害者・精神障害者については、福祉車両による移送は必要でないが、障害者の行動圏の拡大を図り社会参加を促進するため、セダン型等に利用拡大した福祉有償移送サービスによる外出支援を行う必要がある。

	最重度	重度	中度	軽度	計
18歳以上	27	53	42	27	149
18歳未満	8	24	21	17	70
計	35	77	63	44	219

### (3) 公共交通機関の状況

小美玉市にはJR常磐線が通っているが西部の一部の地域のみであり、南部地域には鹿島鉄道が通っているが通学に利用されるのが主で、昼間の運行本数が少なく、地域の主たる移動手段は、路線バス・タクシー・自家用車・自転車等による移動となる。

#### 路線バスの状況

路線バスは、関東鉄道バスが1路線、関鉄グリーンバスが10路線運行しているが、幹線道路を主として運行しており、運行本数も少なく、農村部等においてはバス停までの距離も遠く、また、ノンステップバスの普及率（関東鉄道バス13.1%）が高くない等から、移動制約者にとって利用が困難となっている。

また、小美玉市では、小美玉市小川国保中央病院で一部巡回バスの運行、小美玉市小川温泉寿荘では利用者に対する送迎サービス、小美玉市美野里四季健康館の利用者を対象に巡回バスを運行、小美玉市社会福祉協議会による高齢者のための生きがい活動通所事業ための送迎バスを運行している。全市民を対象

に、現在市で公有バスを所有し運行しているが、コースや時間、曜日が合わない等、希望する時に利用出来ないなど、必ずしも移動制約者のニーズに十分対応している状況とはいえない。

福祉巡回バス運行実績 年間利用人数	(平成 15 年度)	(平成 16 年度)
小美玉市小川町国保中央病院	3,567人	3,503人
小美玉市小川温泉寿荘	2,295人	2,287人
小美玉市美野里四季健康館	3,419人	3,226人
小美玉市社会福祉協議会	6,060人	5,411人

#### タクシーの状況

小美玉市内におけるタクシー会社は4社あるが、福祉車両を所有していない状況である。現在実施している外出支援サービス事業（概ね65歳以上の高齢者、60歳以上の下肢不自由者に、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部を助成する。）は、近隣のタクシー事業者2社の協力を得て実施しているところであるが、平成18年度からは市内の全業者（4業者）の協力得て実施する予定である。

#### (4) 小美玉市の外出支援施策

小美玉市では、高齢者等の外出支援サービスとして、タクシーによる移動を必要としている65歳以上の高齢者や60歳以上の下肢不自由者に対する助成を実施している。その他高齢者等の外出支援として小美玉市小川国保中央病院による巡回バスの運行、小美玉市小川温泉寿荘による送迎バスの運行、小美玉市美野里四季健康館利用者の巡回バスの運行、小美玉市社会福祉協議会による生きがい活動支援通所事業の送迎バスの運行等を実施している。各事業の実施状況は次のとおりである。

#### 福祉タクシー券の交付

65歳以上の高齢者や60歳以上の下肢不自由者で、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部を助成する。助成内容は、タクシー初乗り料金630円が無料になるタクシー利用券を年間24回分交付。

年度	利用者数	利用回数	決算額
平成 14 年度	340人	6,997回	決算額 4,405,110 円
平成 15 年度	527人	10,329回	決算額 6,507,270 円
平成 16 年度	561人	10,057回	決算額 6,335,910 円
タクシー業者	2 業者		

#### 小美玉市小川国保中央病院巡回バスの利用状況

小美玉市の小川・橘地区を対象に、市有バス 1 台で市内を 4 コースに分け、1 日 2 コースで、午前 2 回巡回バスを運行している。

年 度	利用者数	日 数
平成 14 年度	3,660人	244日
平成 15 年度	3,567人	246日
平成 16 年度	3,503人	245日

#### 小美玉市小川温泉寿荘利用者送迎バス利用状況

市内外の高齢者を対象に団体での温泉利用者に対して、市有バス 1 台で希望により送迎バスを運行している。

年 度	利用者数	回 数
平成 14 年度	2,279人	144回
平成 15 年度	2,295人	146回
平成 16 年度	2,287人	142回

#### 小美玉市美野里四季健康館巡回バス利用状況

市有バス 1 台で、市内西部地区を 4 コース（4 地区）に分け、1 日 1 コース（1 地区）を午前 1 回、午後 2 回、火曜日から金曜日の週 4 日運行している

年 度	利用者数
平成 14 年度	3,591人
平成 15 年度	3,419人
平成 16 年度	3,226人

#### 小美玉市生きがい活動支援通所事業送迎バス利用状況

小美玉市の南部地域で小美玉市社会福祉協議会に委託している生きがい活動支援通所事業の利用者に対して、送迎バスを運行している。

年 度	利用者数
平成14年度	4,850人
平成15年度	6,060人
平成16年度	5,411人

#### (5) 在宅福祉サービスセンター事業

高齢者や障害者などがある家庭に対し、適切な家事・介助等の援助を非営利的に行う福祉サービス供給組織（在宅福祉サービスセンター）を小美玉市社会福祉協議会に委託し、その中で外出・通院等の際の付き添い・送迎等を協力会員（有償ボランティア）により利用料1時間500円から700円でサービスを実施している。

年 度	利用者数
平成14年度	1,268人
平成15年度	1,802人
平成16年度	1,610人

#### (6) 小美玉市外出支援サービス事業

独居高齢者や高齢者のみの世帯等の方に対して、小美玉市社会福祉協議会に委託し、通院、買物等の送迎サービスを実施している。

年 度	利 用 者 数	
	通 院	買 物
平成14年度	496人	92人
平成15年度	464人	153人
平成16年度	320人	130人

#### (7) 介護保険サービス

介護保険の居宅介護サービスのひとつである「通院等乗降介助」の事業者は、小美玉市社会福祉協議会居宅介護事業所、市内の茨城ケアサービスで行っており、平成16年度における「通院等乗降介助」利用回数は1,639回となっている。

#### (8) 障害者支援費サービス

##### 「通院等乗降介助」

支援費利用者に対して、通院等のため、指定居宅介護事業所の従事者が、自ら運転する車輛への乗車又は乗降の介助を行うとともに、乗車前後の移動等の介助又は通院先での受診等の手続きを実施している。

平成15年4月から介護保険と同様の「通院等乗降介助」サービスが開始されており、平成16年度の利用実績は1人

#### 「移動介護」

屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者（児）・全身性障害者（児）又は知的障害者（児）に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会生活のための外出の際の移動サービスを実施している。

対象者数：全身性障害者0人、視覚障害者（ガイドヘルパー）1人、知的障害者1人、障害児1人

利用人数：全身性障害者約0人、視覚障害者約0人、知的障害者0人、障害児1人（平成16年度実績）

## 5 構造改革特別区域計画の意義

小美玉市における移送サービスの潜在的利用希望者数はかなりあり、これらニーズに対する移送サービス提供の実態には大きな乖離がある。人工透析患者や知的障害者、座位が保てる要介護高齢者等の福祉車両を必要としない移動制約者の移動ニーズに対してまで、車両台数が極めて少ない福祉車両だけで対応することは困難である。

これらの課題を克服するため、移動制約者の移動手段の確保については、従来の公共交通機関等の事業活動以外に、社会福祉協議会等の福祉有償サービスにおける使用車両範囲を、福祉車両のみならずセダン型等の一般車両の使用に拡充することにより、日常生活を営む上で困難を抱えるすべての市民が地域社会の一員として安心して暮らすことのできる社会の構築と、民間の自主活動による地域福祉の充実を推進することができる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

小美玉市の基本計画で、「住民主体のまちづくり」「自立に向けたまちづくり」「心ふれあうまちづくり」の3つを基本理念に掲げ、「人が輝く 水と緑の交流都市」を市の目標像とし、住み慣れた地域で、誰もが健康で安心して生き生きと暮らすことのできる地域社会の形成を目指し、地域福祉の充実と住みよい豊かなまちづくりを進める中で、公共交通の利便性向上や新たな交通環境の整備を推進している。

小美玉市では、鉄道、バスが公共輸送機関であり、通勤や通学、買い物など、市民の暮らしの足として欠くことのできない交通手段となっている。しかし、

モータリゼーションの進展により、電車・バスの利用者が次第に減少してきたことなどから、採算上鹿島鉄道の存続問題やバス路線及び本数が減少し、鉄道・バス又は公共輸送機関以外に交通手段を待たない交通弱者のニーズに対応できない状況にある。

移動制約者に対する施策としては、外出支援サービス事業、公有バスを活用した巡回バス事業を実施している。

巡回バスについては、昭和42年4月1日の小美玉市小川国保中央病院の開設に伴い、高齢者を対象に通院の送迎のため、小美玉市小川温泉寿荘・小美玉市美野里四季健康館・小美玉市社会福祉協議会については入浴や娯楽、趣味等に広く利用してもらうために、交通手段のない高齢者の移動手段として、運行を開始し、それぞれの市内を巡回しているが、バス停まで出向けない、利用時間帯が合わない、目的地までの路線がない等の理由により、潜在的な外出希望はあるものの利用できないという状況が見受けられる。

社会福祉協議会等によるセダン型等の車両を使用した福祉有償運送サービスを実施することは、このような移動制約者の移動手段を拡充し、日常生活圏域で生涯に渡る生活を維持するための、生活の利便性を向上させ、社会参加の促進を図り、高齢者や障害者の日常生活圏域での自立支援や介護予防、家族の介護負担の軽減を図ることができる。

これらは、小美玉市の総合計画に基づき策定された、市の老人保健福祉計画における高齢者の寝たきり予防や要介護状態の悪化防止、地域で自立した生活を支援する介護予防・生活支援サービス事業の推進を図ることができ、さらには、市障害者基本計画における生活環境の拡大事業の中の移動支援の充実の一翼を担うことができる。また、民間の自主活動による地域福祉の充実に寄与できるものと考えられる。

## **7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果**

社会福祉協議会等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなり要介護状態の悪化防止や、従来、病院の通院やディサービスの利用程度しか外出できなかった高齢者等が外出しやすくなり、余暇活動や地域活動への参加も可能となり、移動制約者の社会参加促進が図られる。

また、移動制約者の移動活性化に伴い、地域内で輸送サービス全体の底上げがなされ、買い物等による消費の拡大や、介護者の就労機会の確保が図られ、地域社会及び地域経済に大きな波及効果をもたらし、地域雇用の拡大が図られ

るものとする。

## 8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 外出支援サービス事業(タクシー助成事業)

車の運転ができない70歳以上のひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の方や60歳以上の下肢不自由者・視覚障害者で、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の初乗り料金を助成する。

- ・実施主体 小美玉市
- ・対象者 70歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯のみ方  
60歳以上の下肢又は視覚障害のある方
- ・利用回数 年間24回
- ・助成額 タクシー初乗り料金が無料となる

### (2) 福祉巡回バス運行事業(小美玉市美野里四季健康館)

四季健康館利用者に対して、市有バス1台で、美野里地区内を4コースに分け、1日1コースを午前1回、午後2回、火曜日から金曜日に運行する。

- ・実施主体 小美玉市 社会福祉課
- ・対象者 市民(美野里町地区)
- ・運行コース 4コース(但し、1日1コースを午前1回、午後2回運行)
- ・運行日 月・土・日曜日、祝日、年末年始を除く毎日
- ・料金 無料

### (3) 障害者支援費支給制度に基づく移動介護事業

平成15年4月から開始された、身体障害者、知的障害者、障害児に対する利用者本位の福祉サービスの居宅介護事業において、介護保険制度には無い「移動介護」制度があり、この制度は、全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、障害児の外出支援を目的としているものである。

- ・対象者 身体障害者手帳所持者、知的障害のある者

- ・内 容 通勤、通学を除き、外出が必要なときに移動介護ができるホームヘルパーを派遣する。
- ・料 金 利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定。

**別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容**

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施するNPO・社会福祉法人等の非営利法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 運営主体

- ・ 小美玉市内で活動を行うNPO・社会福祉法人等の非営利法人

#### (2) 事業がおこなわれる区域

- ・ 出発地又は到着地が小美玉市

#### (3) 事業により実現される行為

- ・ 要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、NPO・社会福祉法人等の非営利法人が福祉車両や一般車両を用いて、有償で送迎サービスを提供するもの。

### 5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件のもと許可されることとなったNPO等による福祉有償輸送だが、車いす対応など車両が福祉車両に限定されているが、人工透析者や知的障害者、精神障害者、座位を保てる高齢者等に対しては、福祉車両を用いる必要はなく、一般車両によりサービスを提供することが適しているため、福祉有償輸送の運行車両を拡大し、移動制約者の外出の機会を増やし地域の活性化に繋げるよう対応を改善しようとするものである。

#### (1) 福祉有償輸送運営協議会の設置

小美玉市における社会福祉協議会による福祉有償輸送の必要性や、福祉有償輸送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、平

成 17 年度小美玉市が主宰者となり小美玉市福祉有償運送運営協議会を設置し、平成 17 年 1 月 27 日第 1 回運営協議会を開催した。

運営協議会の委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- ・学識経験者
- ・関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する職員
- ・タクシー会社の代表
- ・民生委員児童委員協議会の代表
- ・福祉有償運送等の利用者の代表
- ・ボランティア団体の代表
- ・小美玉市長が指名する職員

#### 運営協議会の開催

- ・協議会は、会長が招集し、議長を務める。
- ・協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・協議会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- ・会長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### 運営協議会の事務局

- ・運営協議会に関する事務は、小美玉市福祉課において処理する。

#### ( 2 ) 運送主体

当該輸送の確保については、市町村長から具体的協力依頼を受けた、社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けた事業者とする。

#### ( 3 ) 運送の対象

会員として登録された次に掲げる者及びその付添人。

- ・介護保険法（平成 9 年法第 123 号）第 7 条第 3 項にいう「要介護者」及び第 4 項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

#### (4) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

##### 使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、又は、運転者等から提供される自家用自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・ 運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

##### 車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・ 「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・ 文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

##### 自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

#### (5) 運転者

##### 自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止処分を受けていない者。
- ・ 茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者。
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を

修了した者。

- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者。

#### 運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

#### （6） 損害賠償措置

- ・運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

#### （7） 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

#### （8） 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、明確に整備されていること。

#### （9） 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。